

開邦高校青藍寮における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

沖縄県の警戒レベルが「感染流行期（第3段階）」にある現状であるが、青藍寮においても今後の感染拡大に備える必要性がある。

今まで以上にお互いが協力して生活できる寮生活を確立し、生徒・職員・関係者が一体となって感染防止に向け組織的に取り組むことを目指す。

1. 寮生が心がけること

- ① 感染予防・感染拡大予防の意識を常に持つこと。
- ② お互いの行動に配慮する気持ちを持つこと。
- ③ 3密を避けるようにすること。
- ④ 感染者が出た場合も、偏見や差別を持たないよう心掛けること。

2. マスクについて

マスクの着用は、感染予防の観点から重要なものであることを認識する。部屋から出るときには常にマスクを持つこと。マスクの使用は、時と場所を選んで使い分けることにする。着用するのは密になる場面。寮内・寮外に関わらず、密になる場面では必ずマスクを着用し、密でない場面では着用しなくてもよい。マスクを「使い分ける」ことを習慣化する。

※ 密とは、人と人との間が1・2mの範囲内にあること。

- 例1 食事の際は、食堂前の廊下は密になることが多い。食堂の中も食事を取るために列になっている。そういう場面はマスクを着用する。
- 例2 部屋からトイレや洗濯に行く場合、マスクは持って部屋から出るが、密の状態がなければ着用しなくてもよい。
- 例3 風呂に入るとき、脱衣所が密の場面はよくある。風呂場に入るぎりぎりまで、脱衣所ではマスクを使用する。
- 例4 寮の駐車場でバレーボール等で遊ぶ場面でも、お互いの距離が十分離れているのであれば、マスクを着用しなくてもよい。
- 例5 食堂で学習をする際、換気をした上でお互いの距離が十分あるのであれば、マスクを机に置いて学習する（着用しなくてもよい）。しかし、他の人に質問したり質問を受けたりする際は距離が近くなるのでマスクを着用する。
- 例6 買い物に行く場合、歩いているとき密でなければ着用する必要はない。モノレールやバス・タク

シーを利用する場合は密になる場面があるので着用する。お店でも場面に応じて使い分ける。

3. 食事について

- ① 食事をする前に必ず手洗いをを行うこと。
- ② 食事を取るために列に並んでいるときは、必ずマスクを着用すること。おしゃべりは控える。特に料理の側ではおしゃべりを控える。
- ③ 食堂内が密にならないように、お互いで食事をする時間に配慮する。
例：放課後講座や部活動をやっていない生徒は込み合う時間を避けて、早めに食事をする等
- ④ 食堂の6人掛けのテーブルでは、テーブルの真ん中に衝立を立てて対面で4名までの使用とする。隣の席は空ける。
- ⑤ 4人掛けのテーブルは衝立を立てて2名までの使用とする。
- ⑥ 食事はなるべく短時間で済むようにする。大声を出すことは厳禁。おしゃべりを極力控える。
- ⑦ 食事終了後、テーブルやドアノブ等大人数が接触する場所は消毒する。

4. 風呂について

- ① 一度に脱衣所・風呂場に入る人数を制限する。制限人数は使用できるシャワーの数とする。
男子 10名 女子 18名 を制限人数とする。
- ② 制限人数を越えて脱衣所・風呂場には入らない。
- ③ 風呂場の入り口にホワイトボードを準備する。風呂に入る生徒は、磁石を「風呂場人数」の枠内に移動し、風呂に入っている人が何名いるかを一目で分かるようにする。風呂から出るときには、磁石を枠外にもどす。
- ④ 風呂場の外の廊下で列をつくる時も、密にならないように1～2m程度の距離を取る。
- ⑤ 風呂は極力短時間で済むように努め、余計なおしゃべりをしない。

5. トイレについて

- ① 使用後は必ず流水・石けんでの手洗いをを行い、手を拭くタオルは共用しない。個人のハンカチやペーパータオルを使用する。
- ② 定期的にドアノブや便器の接触面、トイレレバー、蛇口ハンドルなど複数人が触った場所を消毒する。

6. 各自の部屋（居室）について

- ① 定期的に窓を開けて換気を行う。
- ② 居室を二人で共有している場合、居室内でも常時マスクを着用することは現実的ではないため、咳エチケットの徹底と近距離での大声での会話を避ける。

7. 寮外への外出について

- ① 外出の際は、常にコロナウイルスの感染者がいることを想定して何事も行動しなければならない。
- ② 外出する際は必ずマスクを携帯する。
- ③ マスクの「使い分け」を徹底する。
- ④ 熱い夏場はマスクの着用が熱中症につながる恐れもあるので、臨機応変に着用する。
- ⑤ 外出はできるだけ短時間で済ませるように努める。
- ⑥ 密になる場所へ行くのを自粛する。
例：カラオケ、コンサート等
- ⑦ 帰寮した際は、手洗い・うがいを徹底する。

8. 談話室の利用について

- ① 談話室で密になるような状況をつくってはいけない。窓を閉めて利用したり、多人数で話合いをするような状況は感染につながる。
- ② 談話室での飲食、お互いが接近してのパソコンの利用は厳禁。
- ③ 談話室に長時間居座ることで、他の人の利用ができなくなる。お互いに配慮して利用する。

9. 検温について

- ① 毎日の点呼の際、検温を行い、舎監へ報告する。
- ② 夜の検温で37.0℃以上あった生徒は、翌朝再度検温を行い舎監へ報告する。
- ③ 朝の検温で微熱以上のある生徒は登校させない。
- ④ 舎監は生徒全員の検温一覧を宿直日誌とともに学校へ提出する。

10. その他

- ① 手洗い・うがいの習慣化。
- ② 利用頻度の高い場所の消毒。
- ③ 水分の摂取を意識する（理由：のどの乾燥による体内へのウイルスの侵入を防ぐため）

1 1. 体調不良（風邪の症状）者、濃厚接触者、感染者が出たときの対応

（1）体調不良者（風邪の症状）が出た場合の対応

- ① 風邪の症状が強い生徒は、原則、帰宅させる。
- ② 風邪の症状が弱い生徒は、部屋にとどめる。
- ③ 同室の生徒は他の部屋へ移動させる。
- ④ 食事は弁当にして部屋で食事をとる。
- ⑤ 他の生徒が利用しない時間帯で入浴をさせる。
- ⑥ 風邪の症状が治まるまで登校させない。
- ⑦ 主要症状（発熱や咳など）が消退した後2日を経過するまで個室に確保し、部活動や寮での集団活動には参加しないこととする。

（2）寮から濃厚接触者が出たときの対応

- ① 濃厚接触者であることが確定した時点で部屋にとどめる。
- ② 管理者、保健所等へ連絡する。
- ③ 保健所の指示に従い、濃厚接触者と接触した生徒を割り出す。
- ④ 濃厚接触者は原則として帰宅させる。

（3）寮から感染者が出た場合

- ① 陽性反応が出た時点で、感染者を部屋にとどめる。
- ② 県立学校教育課等へ連絡する。
- ③ その他の生徒はすぐ帰宅させる。帰宅するまでの間は部屋から極力出ないようにする。
- ④ 感染者は入院の必要のない症状であれば、基本的には帰宅させる。
- ⑤ 感染者が入院する必要のない症状で帰宅することができなければ、親の責任・負担の下、県が指定するホテルへ移す。
- ⑥ 感染者が寮を出て72時間経過した後に、感染者が使用した場所の消毒を行う。
- ⑦ 開寮は、学校の休校措置解除に関わらず、消毒等安全を確認した上で開寮を決定する。